気会だより

題字 埼玉県立川越女子高等学校 3年生 嶋村あおい 様

編集·発行/埼玉県議会事務局 ©2025 埼玉県 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048 (830) 6257 FAX 048 (830) 4923

「埼玉県議会」ホームページはこちら



~大学生と県議会議員がガチトーク~

県議会では、若い人たちに県議会を身近に感じていただき、県政や県議会への関心を高 めてもらうとともに、若い人たちの意見を反映できるよう取り組んでいます。

大学生と県議会議員との意見交換会を今年度は10月10日(金)に実施しました。 5大学30名の大学生と県議会議員12名が参加し、自由闊達な意見交換会となりました。

意見交換会のテーマ

埼玉県の魅力をUPさせるために! ~若者たちにできること~

5つのグループに分かれて、上記テーマについて意見交換を行い、その後、各グループか ら出た意見や感想について大学生が発表しました。

意見交換会での主な意見



県議会マスコット

- ●埼玉と言えばスポーツ!こどもがボール遊びできる環境の整備が必要
- ●地元学生やインフルエンサーとタイアップしたSNS発信
- ●デジタル技術を活用した住みやすさの発信も重要
- ●クラウドファンディングで資金獲得
- ●狙え!アイドル起用で推し活効果



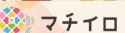


▲発表の様子

詳細はこちら▶



議決の概要



り開かれました。

9月30日・10月1日

9月24日・10月8日

2日・3日・6日

9月24日

れました。



▲意見交換の様子

ブックシェルフ埼玉

※ 県議会公式 X



主な内容

- ◆大学生から埼玉の魅力UPを提 言!~大学生と県議会議員が ガチトーク~
- ◆9月定例会の動き
- ◆議決の概要
- ◆「埼玉県虐待禁止条例の一部 を改正する条例」が全会一致 で可決されました

2・3 面

- ◆一般質問
- ◆意見書·決議
- ◆県議会広報ラジオ番組・テレビ
- ◆県議会クイズ プレゼント付き

4 面

- ◆委員会リポート
- ◆決算特別委員会を設置
- ◆「シェイクアウト埼玉」を 実施しました!
- ◆議員政策研修会を開催
- ◆親子傍聴室あります!

会派別所属議員数

会派名 (略称)	所属議員数
自 民	55人
民主フォーラム	11人
公 明	9人
県 民	7人
共産党	3人
改革	1人
無所属	2人
計	88人(欠員5)

議会だよりをスマホで読めます。

9月定例会の動き

9月24日(水)から10月15日(水)までの22日間にわた

知事提出議案について、知事から提案説明が行われました。

また、議員提出議案について、提案者から提案説明が行わ

15人の議員が質疑・質問を行い、活発な論議がなされまし

た。9月24日に提案された議案のうち、2議案については

急を要するため、同日に常任委員会で審査が行われ、30日

補正予算・条例などの議案の審査などが行われました。(4面)

に委員長報告を受けて、採決が行われました。

開会日

一般質問

常任委員会

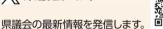
特別委員会

議会だよりを電子書籍で

(2.3 面)

(4面)







●知事提出議案

- 令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)
 - 歳入歳出予算補正額88億4,620万5千円
 - ・公共事業の追加(道路・街路事業50カ所、河川事業8カ所)・適正工期の確保
 - ・医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に給付金を支 給する など
- ●令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号) 歳入歳出予算補正額62億8,000万円
 - ・下水道管および陥没した道路の復旧工事の影響を受ける住民・事業者への補償等
 - ・下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等
- ●法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・法人県民税の法人税割について、超過税率を課す期間を5年間延長する など8件を可決、2件を継続審査、7件に同意

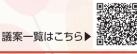
●議員提出議案

- ●燃料課税の暫定税率廃止に当たり代替財源の安定的な確保を求める意見書
- 熱中症対策に係る労働環境整備のための財政的支援を求める意見書
- ●道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議

など17件を可決

議案別会派別表決状況はこちら▶





付託案件の審査が行われました。

|10月15日

10月9日・10日

閉会日

各委員会の委員長報告を受けて討論・採決が行われました。

議員提案

令和7年10月1日施行

「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例」が 全会一致で可決されました

法律(児童福祉法など)が改正され、「幼保連携型認定こども園(*)」、「幼稚園」および「特別支援学校 <mark>幼稚部</mark>」の職員などによる虐待に関して、<mark>新たに通告義務などの規定が</mark>設けら<mark>れたことか</mark>ら、埼玉県虐 待禁止条例においても、「通告」などの定義に、これらの施設に関する規定を新たに含める などの見直しを行いました。

* 教育·保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設

条例の詳細はこちら▶ □